

(仮称) 西条市市民活動支援センター開設準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 公益的な活動を行う市民活動団体を支援し、市民と行政が一体となって課題解決に取り組む市民協働のまちづくりの推進を図るための活動拠点として整備する(仮称)市民活動支援センター(以下「支援センター」という。)の開設に向けて、必要な事項を検討するため、(仮称)西条市市民活動支援センター開設準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、支援センターの開設に関し次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 支援センターの役割、機能、位置、運営形態等に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民活動実践者
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、支援センターが開設されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働推進担当課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月2日から施行する。

(仮称) 西条市市民活動支援センター開設準備委員会 委員名簿

【委員】

(敬称略、五十音順)

NO	所 属	肩 書	氏 名
1	株式会社伊豫西條九万石	取締役	石川 季代乃
2	「千の風」手紙プロジェクト	代 表	越智 將文
3	西条ゆるキャラ制作委員会	代 表	越智 唯
4	特定非営利活動法人 えひめりソースセンター	理 事	菊池 修
5	特定非営利活動法人 うちぬき21プロジェクト	理事長	近藤 嘉博
6	特定非営利活動法人 石鎚	理事長	塩田 みどり
7	禎瑞環境クラブ	事務局	白石 澄子
8	西条市ボランティア連絡協議会	会 長	神野 廣美
9	西条市連合自治会	理 事	高橋 典正
10	笑呼心（えこごころ）製作所	代 表	野島 貴子
11	NPO法人 自遊楽校あるここ	理 事	半田 正子
12	永納山古代山城跡の会	会 長	森川 護
13	株式会社 PENTA FARM	代表取締役	山内 政志
14	特定非営利活動法人 西条自然学校	理事長	山本 貴仁
15	特定非営利活動法人 愛媛リサイクル市民の会	理事長	吉田 啓二

【オブザーバー】

1	株式会社 産業情報支援センター	統括マネージャー	徳永 猛
2	社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	地域福祉課長	岡田 恵理子

委員会の運営等（会議の公開と会議録等）について

1 会議の公開と会議録等について（案）

1 会議の公開について	傍 聴	可とする。		
	定 員	傍聴者の定員は定めないが、会場における適正人数を超えると委員会が認める場合は、傍聴者の数を制限することができる。		
	周知方法	会議日程をホームページでお知らせする。		
2 会議録について	記 載 内 容	(1) 開催日時・場所		
		(2) 出席委員及び欠席委員の氏名		
		(3) 議事及び会議の要旨		
	発 言 者 の 表 示	委員長	「委員長」と表示	
		委員	「〇〇委員」と表示	
		オブザーバー	「オブザーバー」と表示	
		事務局	「事務局」と表示	
会 議 録 の 調 製	事務局が作成し、委員長が調製する。			
公 表 方 法	ホームページへ掲載する。			
3 会議の様子の写真について	ホームページ、広報紙及び報告書などに掲載する。			
4 委員名簿について	ホームページ及び報告書に掲載する。			
5 報告書の公表について	ホームページに掲載する。			

2 (仮称) 西条市市民活動支援センター開設準備委員会会議傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) 西条市市民活動支援センター開設準備委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 会議の公開は、委員会が委員会の傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)に、当該委員会の傍聴を承認することにより行うものとする。

2 傍聴者(前項の規定による承認を受けた傍聴希望者をいう。以下同じ。)の定員は定めがないが、会場における適正人数を超えると委員会が認める場合、委員会は傍聴者の数を制限することができる。

(傍聴手続き)

第3条 傍聴者は、受付で住所、氏名を記入し、事務局の職員の指示に従い入室するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、委員会を傍聴するに当たって、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴するものとし、委員会における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議中において、非公開に係る事項を審議等しようとするとき、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等する必要がある場合において、当該非公開の決定がなされたときは、傍聴者は直ちに会場から退場しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の審議等を阻害すると委員会が認める行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第5条 委員会は、傍聴者が委員会を傍聴するに当たり、前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(事務局の指示)

第6条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

内 容	平成26年度												平成27年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民活動に関する調査				→																				
第1回開設準備委員会 (平成26年6月27日)																								
第2回開設準備委員会 (平成26年7月中旬)																								
第3回開設準備委員会 (平成26年8月下旬)																								
第4回開設準備委員会 (平成26年10月上旬)																								
第5回開設準備委員会 (平成26年11月中旬)																								
第6回開設準備委員会 (平成26年1月中旬)																								
第7回開設準備委員会 (平成26年2月中旬)																								
関係予算計上																								
センター開設準備																								
センター開設																								

◇ 委員会の運営等について
 ◇ 検討内容及びスケジュール(案)について
 ◇ 市内の市民活動団体の概要について
 ◇ 他市の市民活動支援センターについて

◇ 新居浜市まちづくり協働オフィス視察
 ◇ 支援センターの基本コンセプト及び役割について

◇ 支援センターの機能について
 ・ 相談・コーディネート機能
 ・ 人材育成機能
 ・ 情報収集・発信・提供機能
 ・ 団体相互の交流・ネットワーク機能
 ・ 市民活動団体と行政の協働推進機能について

◇ 支援センターの施設及び設備について
 ・ 施設内における受付、相談、会議、作業、交流、情報等のスペース
 ・ センターに必要な設備、備品
 ◇ 支援センターの設置場所について
 ・ 規模、場所について

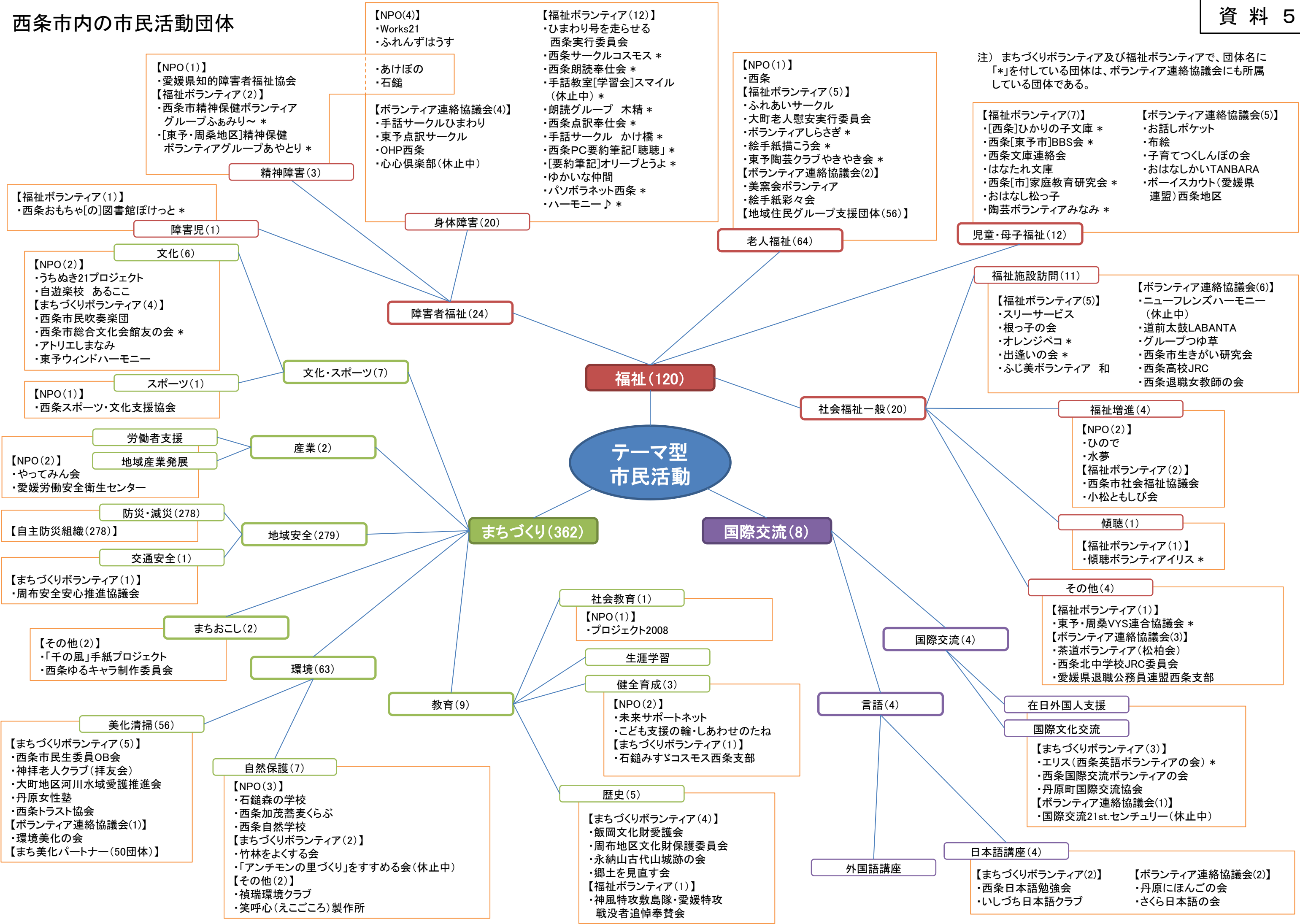
◇ 候補地見学
 ◇ 支援センターの運営方法について
 ・ 開館時間、開館日、休館日
 ・ 運営主体について
 ⇒「中間報告」とりまとめ

◇ 支援センターの基本コンセプト及び役割について
 ◇ 支援センターの機能について
 ◇ 支援センターの施設及び設備について
 ◇ 支援センターの設置場所について
 ◇ 支援センターの運営方法について

⇒「最終報告書」とりまとめ

⇐
先進地視察

西条市内の市民活動団体



注) まちづくりボランティア及び福祉ボランティアで、団体名に「*」を付している団体は、ボランティア連絡協議会にも所属している団体である。

市民活動団体への支援について

事業名	登録 団体数	補助 団体数	対 象	補助対象経費	補助対象外	補助率	補助金額	平成 25 年度 実 績
まちづくりボランティア事業 (市民生活課)	22	16	西条市に居住し、在勤し、又は在学している者、おおむね5人以上で構成される団体で、西条市における環境美化活動、文化振興活動その他の地域社会生活等の改善及び向上のための活動について、自らの技能と労力を、自主的かつ自発的に奉仕の精神に基づき無報酬で提供するもの	◇啓発事業に要する経費 ◇研修事業に要する経費 ◇資器材等購入に要する経費 ◇ボランティア保険加入料に要する経費 ◇ボランティア活動に必要な経費で市長が認めたもの	◇福祉に関するボランティア活動 ◇PTAに関する活動 ◇自治会活動としての町内一斉清掃活動 ◇県、市等から補助金等が支出されている活動 ◇政治又は宗教に関する活動	2/3	10万円 (上限)	1,332,000円
福祉ボランティア事業 (市民生活課)	37	25	西条市に居住し、在勤し、又は在学している者等で福祉ボランティア活動について、自らの技能と労力を自主的かつ自発的に奉仕の精神に基づき無報酬で提供するもので、おおむね5人以上で構成されるボランティア団体	◇福祉ボランティア活動を啓発し、拡大するために必要な経費 ◇福祉ボランティア活動について、学習・研修するために必要な経費 ◇福祉ボランティア活動に必要な資器材等の購入に要する経費 ◇福祉ボランティア保険加入料に要する経費 ◇ボランティア活動に特に必要と認められる経費	◇まちづくりに関するボランティア活動 ◇PTAとしての活動 ◇自治会行事としての活動 ◇県、市等からボランティア団体に対し活動補助金等が交付されている活動 ◇政治、宗教に関する活動 ◇自己等の用に供する活動	2/3	10万円 (上限)	2,085,000円
まち美化パートナー制度 (市民生活課)	50	—	自ら活動しようとする区域を定めた2人以上の団体	◇清掃用具、ゴミ袋等美化活動に必要な物品類の提供 ◇植栽用の草花、種子、土、肥料等の提供 ◇ボランティア活動保険への加入(市が社会福祉協議会へ申し込み) ◇サインボードの設置 (※希望団体のみ)	—	現物支給	予算の 範囲内	1,387,952円
地域住民グループ支援事業 〔委託事業〕 (高齢介護課)	56		介護予防に資する活動を行おうとする、5人以上の者からなる地域住民グループ及びボランティアグループ等	◇講師等に対する謝礼金 ◇交通費 ◇車両及び会場等の借上料 ◇消耗品費 等	—	—	月1回 2万円まで	7,925,279円

県内における市民活動支援センター設置状況一覧表

	設置自治体		センター名称	開設年	登録団体数	所在地 (活用施設名)	施設種別 *1	駐車場	受託団体名称	運営方式 *2	予算 (千円)	開館状況			休館日														
	自治体名	人口・世帯 (H26.4.1現在)										開館時間	閉館時間	備考	月	火	水	木	金	土	日	祝	年末年始	備考					
愛媛県内	松山市	515,992 人 240,730 世帯	まつやまNPOサポートセンター	H14.7	205	松山市三番町6丁目4番地20 (松山市男女参画推進センター コムズ)	公	○	特定非営利活動法人 アクティブボランティア21	業	16,055	9:00	18:00	日祝17:30まで	●												●	月が祝日の場合、その翌日休館	
	今治市	166,656 人 75,188 世帯	今治市民活動センター (愛称:今治市ボランティアサロン)	H12.9	88	今治市別宮町八丁目1番55号	公	○	特定非営利活動法人 今治NPOサポートセンター	指	7,400	10:00	19:00	予約があれば 22:00まで									●	●	●		●	日祝も予約があれば開館	
	新居浜市	123,696 人 57,055 世帯	新居浜市まちづくり協働オフィス	H18.7	250	新居浜市繁本町8番65号 (新居浜市市民文化センター)	公	○	NPO法人 にいはま市民企画ノボック	業	9,032	10:00	21:30	平日19:00以降、 土17:00以降は 要事前予約											●	●	●	お盆、地方祭	
	四国中央市	91,222 人 38,284 世帯	四国中央市 ボランティア市民活動センター	H19.6	149	四国中央市三島宮川4丁目6番55号 (伊予三島商工会館)	公	○	社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会	指	6,200	10:00	18:30	土日祝17:00まで	●												●	祝日の翌日	
	八幡浜市	37,043 人 16,856 世帯	みなと交流館	H25.4	約200	八幡浜市沖新田1581番地23 (みなとオアシス八幡浜みなっと)	公	○	love yawatahama コンソーシアム ・代表団体 NPO法人 港まちづくり八幡浜 ・構成団体 YGP(八幡浜元気プロジェクト)	指	26,087	9:00	21:30														●		
〔参考〕 政策研究事業先進地視察先	久留米市	305,214 人 127,031 世帯	久留米市市民活動サポートセンター (愛称:みんくる)	H17.11		久留米市六ツ門町3番地11 (くるめりあ六ツ門)	商	○	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	指	15,967	10:00	21:00	日祝19:00まで	● (第3)												●	第3月(祝日の場合、その翌日休館)	
	高知県	739,202 人 321,685 世帯	環境活動支援センター えこらぼ	H18.3	119	高知市旭町三丁目115番地 (こうち男女共同参画センター ソーレ)	公	○	特定非営利活動法人 環境の杜こうち	業	16,000	9:00	19:00	月土17:00まで				● (第2)						●	●	●			
	高知市	337,115 人 161,531 世帯	高知市市民活動サポートセンター	H11.4	455	高知市鷹匠町二丁目1番43号 (高知市役所たかじょう庁舎)	公	×	特定非営利活動法人 NPO高知市民会議	指	20,668	10:00	21:00	土18:00まで											●	●	●		
	徳島市	256,949 人 115,589 世帯	徳島市市民活力開発センター	H16.1	184	徳島市幸町3丁目71番地の1 (幸町会館)	公	○	特定非営利活動法人 新町川を守る会	指	13,070	10:00	21:00	日祝18:00まで	●												●	月が祝日の場合、その翌日休館	

*1 施設種別 公…公共施設、 商…商業施設 *2 運営方式 指…指定管理者、 業…業務委託